

忘れずに申告を

市・県民税は3月15日までに

昨年の1月1日から十二月三十日までの所得をよく計算して、正しい申告をしてください。

申告の手続を誤りなく、かつ早目に済ましていただきため、次の日程によつて、午前九時から午後四時（十市公民館は正午）までご相談に応じますので、申告のしかたなど、わからない人はおいでください。

なお、三月十一日と三月十五日までは、東役所税務課市民税係までおいでください。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで



です。土曜日の午後と日曜日は受けませんのでご注意ください。

（相談日程）

三月一日（火）植野公民館

三月二日（水）久礼田、瓶岩・上齋地区

三月三日（木）三和・稻生地区

三月四日（金）日章・前浜・岩村地区

三月五日（土）十市地区公民館

（日章・前浜・岩村地区）

※午前九時から正午まで。

（1）印鑑（みどりで結構です）

（2）申告用紙（住所・氏名・扶養親族などは、できるだけあらかじめ本人が書いてください。）

（3）團保・生命保険料などの領収証書または証明書など。

（4）給与所得のある方は源泉徴収票（5）その他、所定計算に関係ある帳簿などのある人は持参ください。

（6）混雑をさけるため先着順に面談しますので、ご了承ください。

（申告の用紙は――）

二月十五日号の広報紙と同時に配付する予定です。もし届かないときには、部落連絡員、または税務課へ請求してください。

（申告を必要としない人）

▼昭和五十一年一月一日以降に南国市民となつた人。

▼五十一年一月一日現在で生活扶助を受けている人。（医療扶助のみの単給の場合は該当しません）

▼昭和五十一年分の所得について

▼年間所得が十九万円未満の人。ただし、この人にはあとで別に申告書を出してもらうことになります。

（6）税務課市民税係に提出された人。

▼給与（恩給、年金を含む）所得のみの人で、給与支払者から市長に対し「給与支払報告書」を提出された人。

今月の納税

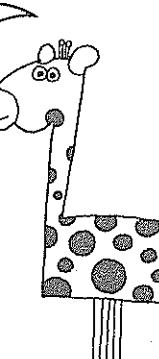
3月1日まで 固定資産税（4期分）

2月28日まで 國保税（6期分）

連絡員さんありがとう

この広報は319人の連絡員さんのご協力でみなさんの手もとにわたっています。連絡員さんの交際は1月と4月に多いようですが、これからもよろしくお願いします。もし連絡員さんが交替されたときは、管理課庶務文書係へご連絡ください。

☎(3)2111 (内線422)



部落解放への道標

どんないことでしょうか

ものが差別と言えるのです。

私は差別をしていませんと言ふ。人の中には、部落のこととかかわり不用意な発言すると糾弾されたりするので恐いから表面化しないようにしようとすると意識が働き、心中にある本当のものを防ぐ結果になります。私は差別をしていません。従つて、そのような態度は差別を表面には出さないが、人間の意識の中に押し込んでしまう結果になります。私は差別をしていませんと言つてはいません。従つて、そのような態度は差別を表面には出さないが、人間の意識の中に押し込んでしまう結果になります。私は差別をしていませんと言つてはいませんと言つてはいることをまずい認識を持つ必要があります。

（3）差別は、部落を分散すればなくなるのではないか

同和地区の人々が、同一地区に集つて生活をしているから目立つて見えるし差別も多くなる。これを部外に「一二戸ずつ分散すればわからなくなり、差別も解消されると思ひます」。

これは昔からよく言われる分散論ですが、よく考えれば現実を無視した全く無責任な放言です。現実には差別のカベが立ちはだかっているのに、散れ散れと言う言葉がどれほど空虚な響きをもつてゐるかを覺えてなおしたら誰も差別なんかしませんよ。

（4）差別は、部落の人人が自覚しさえすればなくなりはしないか

部落の人たち自らが、あんな行動をしたり、あんな言葉使いや生活態度をしておられるから差別される。それを自覚してなおしたら誰も差別なんかしませんよ。

これは、差別される責任を部落住民に負はせてしまった考え方です。江戸時代からずっと差別されて、明治の解放令も単に言葉のうえだけものであり、生活に対する

こと。部落の人たちは、生活条件の悪い狭い土地に、何も好き好んで住んでいるのではないであります。分散論をとねる前に実現しなければならないことは、地区住民が将来性のある職業につかせ、経済的な安定をかり、部落差別を克服できる実力を身につけさせ、さらに教育文化の向上をつかせ、被差別者を取りのぞくという基本的な手立てを忘れてはなりません。また、すべての国民に同和教育を正しく理解させ、部落差別を完全に解消することが必要です。これを無視しての分散論は、今また全国に新しい部落をつくり、この人たちをよりひびき、言葉使いや生活態度をしていくから差別される。それを自覚してなおしたら誰も差別なんかしませんよ。

部落の人々に自覚をうながす前に、これらの生活態度を生みだす根源である部落差別に目をつけ、差別によって作りだされた貧乏や低教養、低文化を取り去る手立てを考えるべきではないかと思います。これとあわせて、部落の人々の教育や文化を高め、被差別者を取り除く行政や教育が強力に推進されなければなりません。

（5）このシリーズは、「解放への道標」（県教育委員会発行）を活用しています。この記事に関するご意見、ご質問がありましたら、市役所教育委員会あるいは広報委員会へお寄せください。